



新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産
に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に関する申告書

令和3年1月15日

(宛先) さいたま市長

申告者

住所 さいたま市浦和区常盤〇-〇-〇

(所在地)

氏名 浦和 太郎



(名称及び代表者氏名)

連絡先 048-00000000

業種名 飲食店

【参考】日本標準産業分類を参考に記入してください。

地方税法附則第63条(※)に規定する新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に関する申告書
※令和2年12月31日以前は附則第61条

法人の場合は代表者印を押印、個人事業主の場合は認印を押印してください。

及び償却資産

記

1 事業収入割合について

令和2年2月1日から同年4月30日 令和2年2月から10月までの連続する3月を記載			平成31年2月1日から同年4月30日 左の期間の前年同期を記載		
2月期	3月期	4月期	2月期	3月期	4月期
100,000円	100,000円	100,000円	500,000円	500,000円	500,000円
合計: 300,000円・・・①			合計: 1,500,000円・・・②		
事業収入割合: 20% (① / ②) ※小数点以下切り捨て					

- 50%以下 (地方税法附則第63条第1項第1号に該当)
(=事業収入が前年同期比で50%以上減少している場合 軽減率: 全額)
 - 50%超70%以下 (地方税法附則第63条第1項第2号に該当)
(=事業収入が前年同期比で30%以上50%未満減少している場合 軽減率: 1/2)
- ※認定経営革新等支援機関等の確認を受ける際に使用した資料を添付してください。

2 特例対象資産について

申告の有無	資産
○	事業用家屋 (別紙のとおり)
	償却資産

- ※1 申告する資産に○をつけてください
- ※2 償却資産については、毎年行われる申告をもって特例 (この申告書のほか、令和3年度の償却資産申告書の

認定経営革新等支援機関等の確認を受けるには、当該申告書及び収入減を証する「会計帳簿や青色申告決算書の写し、不動産賃料を猶予した場合は猶予の金額や期間等を確認できる書類等」、事業用割合を示す「青色申告決算書など」が必要になります。御不明な点は中小企業庁に御確認ください。

3 誓約事項について

以下の(1)から(4)について、事実に相違ないことを誓約します。

- (1) 「1 事業収入割合について」に記載した事業収入割合の減少は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によるものであること。
- (2) 申告者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営んでいないこと。
- (3) (申告者が資本若しくは出資を有する法人である場合、) 申告者は、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であり、かつ、次に掲げる事由のいずれにも該当しないこと。
 - ① その発行済株式又は出資(その有する自己の株式又は出資を除く。②において同じ。)の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人(※)の所有に属している法人
 - ② その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人※「大規模法人」とは租税特別措置法施行令第27条の4第12項に規定する大規模法人のことをいう。
- (4) (申告者が資本若しくは出資を有しない法人又は租税特別措置法第10条第7項第6号に規定する中小事業者である場合、) 申告者は、常時使用する従業員の数が1,000人以下であること。

【認定経営革新等支援機関等確認欄】

上記1～3の申告内容について、記載どおりである旨確認

住 所 さいたま市浦和区常盤×-×-×

名 称 ○×税理士法人

代表者役職 代表社員

代表者氏名 大宮 太郎



この欄は、認定経営革新等支援機関等が記入する欄です。認定経営革新等支援機関の一覧は、中小企業庁ホームページで御確認いただけます。

認定経営革新等支援機関等担当者名 浦和 五郎

認定経営革新等支援機関等電話番号 048-XXXX-XXXX

認定経営革新等支援機関等担当者メールアドレス XXXXXXXXXX@OO.co.jp

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 本申告において、申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、地方税法附則第63条第4項又は第5項の規定に基づき1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される場合があることに留意すること。
3. 「連絡先」については、日中連絡がとれる電話番号等を記載すること。
4. 「氏名(名称)」については、個人事業主にあつてはその氏名を、法人にあつてはその名称を記載すること。
5. 「業種名」については、日本標準産業分類における中分類で記載すること。
6. 本特例の申告にあつては、事前に認定経営革新等支援機関等の確認を受けること。
7. 上記1～3の申告内容の確認にあつては、内容を満たしていれば当該申告書様式によらないものも可とする。
8. 本特例の申告は令和3年2月1日までにさいたま市長に対して行うこと。

(別紙) 事業用家屋に係る特例対象資産一覧

(1) 納税義務者宛名番号 【 12345678912 】

(2) 事業用家屋一覧

	家屋所在地／家屋番号	延床面積 (A) m ²	事業面積 (A×B) m ²	事業割合 (B) %
1	浦和区常盤〇丁目×番 / 〇丁目×番101号	121.15	35.13	29
2	浦和区常盤〇丁目×番 / 未登記	155.22	76.05	49
3				
4				
5				
6				
7				

登記されていない家屋の場合、家屋番号は「未登記」と記入してください。

令和2年5月に送付しました「令和2年度固定資産税・都市計画税納税通知書」を参考に記入してください。

延床面積(A)に事業割合(B)を乗じ、小数点第3位以下は切り上げてください。

物件数が多く、1枚に収まらない場合は、複数枚に分けて御記入ください。

(1) 納税義務者宛名番号
令和2年5月に送付した納税通知書の表紙に記載されています。

お問い合わせの際は、この番号をお教えてください。

通知書番号

宛名番号

金融機関コード		科目
口座番号		
口座名義人		

※個人情報保護のため口座情報の一部を非表示にしております。



- ※1 納税義務者（納税通知書）毎に別紙を作成すること。
- ※2 固定資産税及び都市計画税納税通知書課税明細書を参考に1棟（家屋番号）単位で記入すること。令和2年に新築された家屋に関しては、全部事項証明書等を参考に記入すること。
- ※3 棟数が多い場合は、複数枚に分けて記入すること。
- ※4 事業専用割合が分かる資料（青色申告決算書等）を添付すること。
- ※5 認定支援機関等の確認を受けた後、資産の異動・取得等があった場合には再度認定支援機関等へ提出の上、確認を受けること。